

令和3年第4回栗原市教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和3年3月18日(木) 午後2時

2 招集場所 金成庁舎201会議室

3 出席委員

1番 笠間八十公 委員 2番 蘇武徳行 委員
3番 久我一仁 委員 4番 千葉みどり 委員

4 説明のため出席した者

教育長	佐藤新一
部長	白鳥嘉浩
次長	鈴木学
次長	古山明宏
教育総務課長	菅原光宏
学校教育課長	小野寺幸博
学校教育課副参事	高橋和宏
社会教育課長	佐々木英則
文化財保護課長	千葉長彦
教育研究センター所長	松田良幸
教育研究センター副参事	遠藤俊哉

5 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 鹿野美穂

6 出席点呼・開会

午後2時

教育長 本日、教育長、教育委員の過半数が出席しておりますので、直ちに会議を開きます。

7 教育委員会会議録の承認

教育長 3 教育委員会会議録の承認について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 (令和3年2月12日開催の令和3年第2回栗原市教育委員会定例会及び令和3年3月11日開催の令和3年第3回栗原市教育委員会臨時会の概要を説明)

教育長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、異議なしと認め、令和3年第2回栗原市教

育委員会定例会会議録及び令和3年第3回栗原市教育委員会臨時会会議録は、承認することとします。

8 教育委員会会議録署名委員の指名

教育長 次、4 教育委員会会議録署名委員の指名を行います。1番 笠間委員、4番 千葉委員に会議録の署名をお願いします。

9 教育長報告

(1) 一般事務報告

教育長 次、5 教育長報告を行います。

(1) 一般事務報告について、令和3年第4回教育委員会定例会教育長報告を御覧ください。第2回教育委員会定例会後の主な対応事業でございますが、詳細は別紙1を御覧いただきたいと思っております。3月1日は、迫桜高等学校の卒業式に出席してまいりました。校長先生が定年退職されるので、敬意を表してきたところです。迫桜高校も、新型コロナウイルス感染症の関係で、多くの行事が中止になり、せめて卒業式は生徒一人一人に卒業証書を渡してほしいという要望があり、今回に限り校長先生が一人一人に授与していました。とても良い卒業式でした。10日は、東北学院大学の学生が宮野小学校で教育の実習体験を行いました。東北学院大学でも小学校の免許が取得できるようになり、教育実習前の体験ということで、今回は3人が実習に来ました。12日は、志波姫中学校の卒業式に出席してきました。志波姫中学校は体育館が広いので、卒業生と保護者、1年生、2年生の全員が出席して行われました。校長先生の式辞が格調高く参加者の琴線に触れ、素晴らしい卒業式でした。16日は、第3回の社会教育委員の会議がありました。

2番の生徒指導の概況は、別紙2のとおりとなります。不登校の状況は、小学校は昨年より少なくなりましたが、中学生は昨年より増えてしまい57人です。中学校1年生が増えてきていますが、この中には、不登校から復帰して学校に通学している生徒もいますので、57人全員が現在休んでいるわけではありません。

次のいじめ、問題行動は、記載のとおりでございます。(2) 事故けが等は、特に、大きな事故・けが等はありませんでした。私からは以上でございますが、何か質問がありましたらお願いいたします。

(なしの声あり)

質問がないようですので、(1) 一般事務報告を終わります。

(2) 専決処分報告

教育長 次、本日、追加配布いたしました(2) 専決処分報告に入ります。報告第7号 専決処分の報告について、栗原市教育委員会会計年度任

用職員の人事について、事務局に内容の説明を求めます。

文化財保護課長

追加日程の綴り1ページをお開きください。

報告第7号 専決処分の報告について、栗原市教育員会会計年度任用職員の人事について、下記のとおり専決処分したので報告する。

発令日 令和3年3月15日。任用期間 令和3年3月15日から令和3年3月23日まで。番号、所属、職種、氏名の順で読み上げます。

- 1 文化財保護課 土木作業員 大場和正
- 2 文化財保護課 土木作業員 柳澤昭広
- 3 文化財保護課 土木作業員 三塚菊治
- 4 文化財保護課 土木作業員 門田専次

専決日 令和3年3月12日。令和3年3月18日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。

今回の専決処分の報告につきましては、栗原寺跡内おきまして、境内地整備工事に伴う確認調査を実施する必要性が生じたことにより、教育委員会にお諮りするいとまが無く、専決処分したものでございます。

教育長

説明が終わりました。御質問はございませんか。

(なしの声あり)

御質問が無いようですので、報告第7号 専決処分の報告について、栗原市教育委員会職員の人事については終わります。

10 議事

教育長

次に、6 議事に入ります。

事務局から追加議案提案の申し出がありますので、発言を許可します。

教育総務課長

本日は、15議案を提案しておりますが、7議案を追加し、議案第24号 栗原市教育委員会会計年度任用職員の人事について、議案第25号 栗原市教育委員会会計年度任用職員の人事について、議案第26号 栗原市教育委員会会計年度任用職員の人事について、議案第27号 栗原市教育委員会会計年度任用職員の人事について、議案第28号 栗原市任期付市費負担教員の採用について、議案第29号 栗原市任期付市費負担教員の更新について、議案第30号 栗原市教育委員会職員の人事についてを御審議いただきますよう御提案いたします。

教育長

事務局から7議案追加の提案がありました。日程16から日程22として御審議いただいてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

御異議なしと認め、議案第24号から議案第30号について、日程を追加して御審議いただきます。

日程1 議案第9号 栗原市長の権限に属する事務の委任について、

事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

議案書 1 ページをお開きください。

議案第 9 号 栗原市長の権限に属する事務の委任について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、市長から協議があった栗原市子育てのための施設等利用給付に関する規則に基づく事務の一部を補助執行することについて承認を求める。

1 補助執行の対象事務 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 2 の規定による子育てのための施設等利用給付に関する事務。令和 3 年 3 月 18 日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。

本議案につきましては、幼稚園預かり保育の施設等利用給付に関する事務の委任であります。預かり保育に関する事務につきましては、これまでは、国で定めた様式等を準用し、教育委員会で実施しておりましたが、今般、「栗原市子育てのための施設等利用給付に関する規則」が制定されたことから、事務委任することについて、栗原市長から協議があったものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。何か、御質問はありますか。

（なしの声あり）

教育長

御質問が無いようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声あり）

御異議なしと認め、議案第 9 号は、原案のとおり可決いたします。

日程 2 議案第 10 号 栗原市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、日程 3 議案第 11 号 栗原市学校給食センター運営審議会規則の一部を改正する規則について、日程 9 議案第 17 号 栗原市食物アレルギー対応検討委員会設置要綱の一部を改正する告示については、関連しますので、一括して御審議いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

御異議なしと認め、議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 17 号は、一括して審議することに決定いたします。事務局に内容の説明を求めます。

教育総務課長

日程の綴り 2 ページをお開きください。

議案第 10 号 栗原市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、栗原市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。令和 3 年 3 月 18 日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。3 ページ及び 4 ページが改正文となっております。今回の改正

は、教育部内の事務の平準化を図ることを目的として、学校教育課学務係の分掌事務である「学校給食に関すること」及び「学校給食センター運営審議会に関すること」を教育総務課総務係の分掌事務とし、同係の分掌事務である「公用車の管理に関すること」及び「学校等の各種契約事務及び履行確認に関すること」を、同課教育環境係の分掌事務とするため、所要の改正を行うものであります。5ページをお開きください。新旧対象表の右側が現行の分掌事務で、左側が改正案となっております。第8条 事務局の分掌事務 教育総務課 総務係については、「9 公用車の管理に関すること」及び「15 学校等の各種契約事務及び履行確認に関すること」を削除して、10から18の項目を繰り上げ、「17 学校給食に関すること」及び「18 学校給食センター運営審議会に関すること」を追記しております。6ページをお開きください。教育総務課 教育環境係については、「6 学校等の各種契約事務及び履行確認に関すること」及び「7 公用車の管理に関すること」を追記しております。学校教育課 学務係については、「12 学校給食に関すること」及び「13 学校給食センター運営審議会に関すること」を削除し、14から18の項目を繰り上げております。4ページにお戻りください。この規則は、令和3年4月1日から施行することを、附則で規定しております。

学校教育課長

議案書7ページをご覧ください。

議案第11号 栗原市学校給食センター運営審議会規則の一部を改正する規則について、栗原市学校給食センター運営審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。令和3年3月18日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。改正する理由であります。令和3年4月から学校給食に関する事務を学校教育課から教育総務課に異動することに伴う改正と合わせて文言の修正を行うものであります。8ページをお開きください。8ページは、改正する条文であります。9ページの新旧対照表で改正の内容を説明します。右側が現行で、左側が改正案でございます。第3条は、構成を委嘱に改め、第2号の「学校長」を「市立学校長」に、第3号の「P・T・A」を「栗原市PTA連合会会員」に、改め、第8条の庶務を「教育部学校教育課」から「教育部教育総務課」に変更するものであります。8ページに戻っていただきまして、附則として、施行日を令和3年4月1日からとするものであります。

次に、議案書31ページを御覧ください。議案第17号 栗原市食物アレルギー対応検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について、栗原市食物アレルギー対応検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。令和3年3月18日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。32ページをお開きください。32ページは、改正する条文であります。33ページの新旧対照表で改正の内容を説明

します。改正内容については、議案第11号と同様に、令和3年4月から学校給食に係る事務を学校教育課から教育総務課に異動するため、第7条を改正し、委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する、とするものであります。32ページに戻っていただきまして、附則として、施行日を令和3年4月1日とするものであります。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育長
蘇武委員
教育部長

説明が終わりました。御質問はありますか。

改正する理由は何ですか。

学校教育課の事業が、GIGAスクール構想や新型コロナウイルス感染症対策などで肥大しており、教育総務課は大きな事業であった学校再編の事業が平成元年度で終了したことから、学校教育課の事業を教育総務課へ移すことにより、事業の負担を平準化することと、徴収対策の関係で教育総務課で一元化して行うことが良いのではないかということで改正をすることとしました。

教育長

他にありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

御異議なしと認め、議案第10号、議案第11号、議案第17号は、原案のとおり可決いたします。

日程4 議案第12号 栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について、日程5 議案第13号 教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の告示について、日程6 議案第14号 事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の告示については、関連しますので、一括して御審議いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

御異議なしと認め、議案第12号、議案第13号、議案第14号は、一括して審議することに決定いたします。事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

議案書10ページをお開き願います。

議案第12号 栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について、栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。令和3年3月18日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。改正する理由であります。学校における働き方改革を推進するため、学校における職の職務内容を教育委員会が定めるものとして、文部科学から示されました「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例」を受け、改正するものであります。

あわせて、令和3年4月から金成小中学校が義務教育学校となることに伴い、所要の改正を行うものであります。11ページは、改正する条文であります。12ページをお開きください。新旧対照表でご説明します。第4章に、組織編成を追加し、以下、章を繰り下げ、第15条の2に、副校長と栄養教諭を追加し、第2項で、副校長の職務を、第4項で、栄養教諭の職務を明記するものであります。第35条及び第36条を追加し、第35条は教諭の標準的な職務内容を、第36条は事務職員の標準的な職務内容を規定するものであります。

次に、議案書14ページをお開きください。

議案第13号 教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の告示について、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱を次のように定める。令和3年3月18日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。本議案につきましては、議案第12号同様に学校における働き方改革を推進するため、教諭等の標準的な職務内容等を定めるものであります。第1条は、目的で教諭等の標準的な職務の内容及びその例を明らかにすることにより、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的としております。第2条は、教諭の標準的な職務の内容及びその例第3条は、主幹教諭、第4条は、講師の標準的な職務の内容を定め第5条は、教諭等の職務の遂行に係る留意事項を定めております。17ページをお開きください。17ページは、別表として具体的な職務内容を規定しております。16ページに戻っていただき、附則として、この告示は、告示の日から施行するものであります。

次に、議案書18ページをお開きください。

議案第14号 事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の告示について、事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱を次のように定める。令和3年3月18日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。本議案につきましては、議案第13号と同様に、学校における働き方改革を推進するため、事務職員の標準的な職務内容等を定めるものであります。19ページを御覧ください。第1条は、目的。第2条は、事務職員の標準的な職務の内容及びその例を。第3条は、事務職員が他の教職員との適切な業務の連携及び分担の下、参画する職務の内容及びその例を。第4条は、事務職員の職務の遂行に係る留意事項を定めております。20ページをお開きください。附則として、この告示は、告示の日から施行するとしております。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。御質問はありますか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

御異議なしと認め、議案第12号、議案第13号、議案第14号は、原案のとおり可決いたします。

日程7 議案第15号 栗原市就学援助費支給要綱等の一部を改正する告示について、日程8 議案第16号 栗原市特別支援教育就学奨励費支給要綱等の一部を改正する告示については、関連しますので、一括して御審議いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

御異議なしと認め、議案第15号、議案第16号は、一括して審議することに決定いたします。事務局に内容の説明を求めます。

学校教育課長

議案書21ページをお開き願います。

議案第15号 栗原市就学援助費支給要綱等の一部を改正する告示について、栗原市就学援助費支給要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。令和3年3月18日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。22ページをお開きください。22ページは、改正する告示であります。就学援助費支給要綱につきましては、11月の定例会で、義務教育学校を追加する改正を行っており、その要綱の施行前に再度改正することとなったことから、今回の改正について、別紙でお渡ししました新旧対照表で御説明します。別紙の栗原市就学援助費支給要綱新旧対照表を御覧ください。改正する部分は、新旧対照表の2ページ目、支給する就学援助費の種類の赤書き部分で、「卒業アルバム代」と「医療費」を廃止するものであります。廃止する理由といたしましては、医療費については、栗原市子育て応援医療費助成により、18歳まで助成されること、また、アルバム代については、直接、学習に要する費用ではないことから、廃止するものであります。次に、栗原市特別支援教育就学奨励費支給要綱新旧対照表をご覧ください。同様の理由から、別表の対象経費の1番下の「卒業アルバム代」を廃止するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

説明が終わりました。御質問はありますか。

久我委員

卒業アルバム代は、今後、保護者が負担することになるのですか。

学校教育課長

卒業アルバム代は学用品とは別になりますので、保護者に負担していただくこととなります。県内の市町村では気仙沼市、七ヶ宿町、七ヶ浜町のみが支給しています。

蘇武委員

就学奨励費支給対象者のうち、該当者は何人おりますか。

学校教育課長

令和2年度では、小学校43人、中学校39人で計82人です。

久我委員

経費はどれくらいになりますか。

学校教育課長

一人当たりの単価は、小学校10,690円、中学校8,710円で

すので、小学校398,180円、中学校260,900円となり、合計で659,080円です。

教育長

他にありませんか。

(なしの声あり)

質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

御異議なしと認め、議案第15号、議案第16号は、原案のとおり可決いたします。

次の日程10 議案第18号 金成小中学校運営協議会委員の人事についてから、日程22 議案第30号 栗原市教育委員会職員の人事については、人事に関する案件でありますので、秘密会として御審議いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

御異議なしと認め、日程10から日程22は、秘密会として審議します。

教育長

ここで、秘密会の取り扱いを終了いたします。

説明員以外の事務局入室のため、暫時休憩します。

休憩中の会議を再開します。

1.1 その他

教育長

次に、7 その他に入ります。事務局から報告があります。

教育総務課長

資料1ページをお開きください。3月末までの教育委員会関係行事でございます。19日から24日にかけて、市立小学校の卒業式、30日は、教職員の離任式が予定されております。続きまして、2ページをお開きください。4月分の教育委員会関係行事でございます。4月2日は、教職員服務宣誓式、8日から12日にかけて、市内小中学校、幼稚園の入学式、入園式が予定されております。教育委員の皆さまに御出席いただく機会が多くなっておりますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

社会教育課長

社会教育課から、資料はございませんが、2点報告させていただきます。1点目は、令和3年度の青空大使派遣事業についてであります。令和3年度の青空大使派遣事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施しないことと決定いたしました。現時点で派遣先であるオーストラリアの入国制限解除の見通しが立たず、夏休み期間中の実施が見込めないこと。また、夏休み以外での日程確保が困難でありますことから、令和3年度の実施を見送ることとしたものであります。なお、準備が出来次第、市公式ホームページでお知らせいたします。2点目は、成年年齢引き下げによる成人式の在り方の検討についてであります。

令和4年4月1日から成年年齢が18歳となることに伴い、令和4年度以降の成人式の在り方について検討が必要となっております。今後の検討スケジュールといたしまして、令和3年5月に市内に居住する高校2年、3年生を対象として、現在の成人式を何歳に行うべきかアンケートを行い、その結果を参考として、8月までには市としての考え方を決定してまいりたいと考えております。方向性の案がまとまりましたら、報告させていただきますのでよろしくご願ひいたします。以上であります。

- 教育長 説明が終わりました。御質問はございませんか。
- 千葉委員 今年の1月に実施できなかった、令和3年の成人式はどのようななっていますか。
- 社会教育課長 令和3年の成人式は、令和4年1月に実施することに延期していますが、具体的な日程や会場は検討中で決まっております。
- 蘇武委員 最近報道されている学校の規則について、栗原市内の校則を調査しておく必要があると思いますがいかがですか。
- 学校教育課副参事 市内の校則等については、学校と連携して詳細な情報の把握に努めてまいります。
- 久我委員 タブレット端末の納品状況はどうなっていますか。4月の新学期から使用できるのでしょうか。
- 学校教育課長 タブレット端末の納品は、4月の始業式までには全学校に配布し、先生方の指導方法の研修も実施しており、4月からスムーズに活用できるように努めてまいります。
- 教育長 他にありませんか。
(なしの声あり)
質問がないようですので、7 その他を終わります。

1 2 次回教育委員会の開催日程

- 教育長 次回、教育委員会定例会の日程について、お諮りいたします。
4月26日月曜日、午前9時30分からとすてはいかがですか。
(異議なしの声あり)
それでは、次回定例会は、4月26日月曜日、午前9時30分からの開催とさせていただきます。

1 3 閉会

- 教育長 以上を持ちまして、令和3年第4回栗原市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後3時55分

1 4 本委員会の議決の次第は、次のとおりである。

- 日程 1 議案第 9号 栗原市長の権限に属する事務の委任について

- 日程 2 議案第10号 栗原市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
- 日程 3 議案第11号 栗原市学校給食センター運営審議会規則の一部を改正する規則について
- 日程 4 議案第12号 栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程 5 議案第13号 教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の告示について
- 日程 6 議案第14号 事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の告示について
- 日程 7 議案第15号 栗原市就学援助費支給要綱等の一部を改正する告示について
- 日程 8 議案第16号 栗原市特別支援教育就学奨励費支給要綱等の一部を改正する告示について
- 日程 9 議案第17号 栗原市食物アレルギー対応検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について
- 日程10 議案第18号 金成小中学校運営協議会委員の人事について
- 日程12 議案第20号 栗原市スポーツ推進審議会委員の人事について
- 日程13 議案第21号 栗原市スポーツ推進委員の人事について
- 日程14 議案第22号 栗原市立図書館協議会委員の人事について
- 日程15 議案第23号 栗原市文化財保護審議会委員の人事について
- 日程16 議案第24号 栗原市教育委員会会計年度任用職員の人事について
- 日程17 議案第25号 栗原市教育委員会会計年度任用職員の人事について
- 日程18 議案第26号 栗原市教育委員会会計年度任用職員の人事について
- 日程19 議案第27号 栗原市教育委員会会計年度任用職員の人事について
- 日程20 議案第28号 栗原市任期付市費負担教員の採用について
- 日程21 議案第29号 栗原市任期付市費負担教員の更新について
- 日程22 議案第30号 栗原市教育委員会職員の人事について

この会議録は書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和3年4月26日

会議録署名委員 _____

// _____